

平成29年10月6日  
財 務 局  
交 通 局  
水 道 局  
下 水 道 局

## 「入札契約制度改革の実施方針」に基づく試行について

このたび、平成29年3月31日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づき、予定価格の事後公表について、各局等（公営企業局を除く全ての知事部局等）が発注する工事契約案件を対象を拡大し、平成29年10月30日から試行を開始することとしましたので、お知らせします。

### 1 試行内容

予定価格及び最低制限価格・調査基準価格の事後公表

※ 実施内容につきましては、平成29年6月26日から試行を開始した財務局契約案件と同様の内容となります。（平成29年5月26日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づく財務局契約案件に係る試行について（その1）」をご覧ください。）

### 2 対象案件

各局等が発注する工事請負契約で、予定価格が250万円を超える競争入札案件が対象となります。

### 3 開始時期

平成29年10月30日以後に公告等を行う案件から適用します。

また、公営企業局（交通局、水道局、下水道局）につきましては、同日以降に公告等を行う案件から、「予定価格の事後公表」、「一者入札の中止」、「共同体結成義務の撤廃」、「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」の試行を財務局契約案件と同一の内容により開始します。

【公営企業局を除く知事部局等が発注する案件に関すること】

財務局経理部総務課（契約調整担当） 03-5388-2607（直通）

【公営企業局が発注する案件に関すること】

交通局資産運用部契約課工事契約担当 03-5320-6061（直通）

水道局経理部契約課契約調整担当 03-5320-6402（直通）

下水道局経理部契約課調整担当 03-5320-6561（直通）